

南部町耐震改修促進計画

令和4年 3月 改訂

南 部 町

目 次

序章

1 計画の目的	1
2 本計画の位置づけと県計画との関係	1
3 計画の期間	1

第1章 住宅・建築物の耐震化に関する目標

1 想定される地震規模・被害の状況	2
2 耐震化の現状	5
3 耐震改修等の目標設定	9
4 町有建築物の耐震化の現状	11

第2章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化に係る基本的な取り組み方針	12
2 耐震化の促進を図るための支援策	13
3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	14
4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進	14
5 地震発生時に通行を確保すべき道路	16

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 相談体制の整備及び情報提供の充実	17
2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催	17
3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	17
4 自治会等の連携に関する事項	17
5 耐震啓発ローラー作戦による啓発	17
6 県、市町村、建築関係団体による連携	18
7 税制の周知・普及	18

第4章 その他建築物の耐震化の促進に関し必要な事項

1 県、市町村、関係団体による体制の整備	19
2 本町内での耐震化促進体制の整備	19

南部町耐震改修促進計画

序 章

1 計画の目的

南部町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

このたび、平成25年5月29日に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）が改正（平成25年11月25日施行）されたこと及び同法第4条に規定する「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）」が改正されたことから耐震化率の目標など所要の見直しを行うとともに、計画期間を令和2年度までの5年間延長しました。

平成28年3月の本計画改定以降も、平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震によって、ブロック塀等の倒壊被害が発生したことや、平成31年1月に改正建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令等が施行され、通行障害建築物となる建築物に一定の長さ等を超える組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）が追加されたことから、本計画を平成31年3月に再度改定しました。

本年度は、耐震化の目標年次を迎えますが、本町に影響のある南海トラフ地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されております。東日本大震災を上回る被害が想定されていることから、引続きこれまでの取り組みを検証し、計画を改定します。

2 本計画の位置づけと他の県計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき策定したものです。

また、南部町地域防災計画や山梨県耐震改修促進計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。

3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、社会情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに検証することとします。

第1章 住宅・建築物の耐震化に関する目標

1 想定される地震の規模・被害の状況

山梨県地域防災計画によると、県内で想定される地震は、次のとおりです。

- ア 東海地震
- イ 南関東直下プレート境界地震（現在は首都直下地震）
- ウ 釜無川断層地震
- エ 藤の木愛川断層地震
- オ 曾根丘陵断層地震
- カ 糸魚川－静岡構造線地震

なお、ウ～カは、活断層による地震です。

（1）想定される地震の規模

山梨県地震被害想定調査報告書（H8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H17年）によると、想定される地震の規模、地震の位置は、次のとおりです。（表1－1・図1－1）

表1－1 想定される地震一覧（出典：山梨県地域防災計画（平成28年3月））

想定される地震	想定される地震の規模
東海地震	身延町、南部町の一部で震度7、甲府市、笛吹市の一部、峡南地域及び富士北麓地域の一部で震度6強の地域が分布。
南関東直下プレート境界地震 (M7, M9, M14) (現在は首都直下地震)	震源により異なるが、旧北都留郡、旧南都留郡、旧東八代郡、旧東山梨郡、都留市で震度6弱、富士吉田市、忍野村、山中湖村で震度6強の地域が分布。
釜無川断層地震	断層に沿って震度6強の地域が帯状に分布。 また、震度7の地域が韮崎市、富士川町、南アルプス市に分布。
藤の木愛川断層地震	甲州市、笛吹市で震度7の地域が分布。
曾根丘陵断層地震	甲府市、笛吹市、中央市、市川三郷町で震度7の地域が分布し、断層から甲府盆地側に震度6強の地域が分布。
糸魚川－静岡構造線地震	断層に沿って震度6弱が帯状に分布し、釜無川に沿って震度6強の地域が分布。

(3) 建物被害

また、山梨県地震被害想定調査報告書（H 8 年 3 月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H 1 7 年）によると、南部町の建物被害は、次のとおりです。（表 1－3）

表 1－3 想定される地震による建物被害想定

（出典：山梨県地域防災計画（平成 2 8 年 3 月））（単位：棟）

	全 壊	半 壊	合 計
東海地震	1, 2 7 0	1, 2 7 0	2, 5 4 0
南関東直下プレート境界地震	1	6	7
釜無川断層地震	4 5	3 2 0	3 6 5
藤の木愛川断層地震	1	6	7
曾根丘陵断層地震	0	0	0
糸魚川－静岡構造線地震	6	5 4	6 0

2 耐震化の現状

(1) 住宅建築時期別の状況等

令和2年度末の家屋の集計によると、南部町内の住宅総数は、4,424戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、2,325戸で全体の52.6%を占めています。（表1-4）

表1-4 建築時期別住宅数 (単位：戸)

住宅総数				
4,424	昭和55年以前の住宅 ※	2,325 (52.6%)	昭和56年以降の住宅 ※	2,099 (47.4%)

※ 昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正された（新耐震基準）ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降で分ける必要がありますが、課税台帳を採用しています。

南部町内の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の99.8%を占めています。また、戸建て住宅の52.6%が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は52.5%です。

一方、共同建て住宅においては、昭和55年以前に建築された割合が0.02%となっており、戸建て住宅に比べ新しいものの割合が多くなっています。また、住宅総数に対する割合は0.2%と低くなっています。（表1-5）

表1-5 建方別建築時期別住宅数 (単位：戸)

住宅総数							
① 4,424			昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅		
	②	構成比 (②/①)	③	(③/②)	④	(④/②)	
戸建て	4,417	99.8%	2,324	52.6%	2,093	47.4%	
共同建て	7	0.2%	1	14.3%	6	85.7%	

住宅の構造別に見ると、木造住宅は4,252戸あり、全体の96.1%を占めています。

また、昭和55年以前に建築された住宅でみると木造住宅が2,270戸あり、昭和55年以前に建築された住宅全体の97.6%を占めています。（表1-6）

表1-6 構造別建築時期別住宅数 (単位：戸)

住宅総数			昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
① 4,424			③ 2,325		⑤ 2,099	
	②	構成比 (②/①)	④	(④/③)	⑥	(⑥/⑤)
木造	4,252	96.1%	2,270	97.6%	1,982	94.4%
非木造	172	3.9%	55	2.4%	117	5.6%

(2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を実施したものを加えると、耐震性のある住宅数は2,354戸になり、南部町における住宅の耐震化率は、令和2年度末で53.2%と推計されます。（表1-7）

表1-7 住宅の耐震化の現状 (単位：戸)

住宅総数 ① (②+⑥) 4,424						耐震性有 の住宅数 ⑦ (③+④+⑥) 2,354	耐震化率 令和2 年度末推 計値 ⑧ (⑦/①) 53.2%
	昭和55年 以前の 住宅 ② 2,325	耐震性 を有す るもの ③ 200	耐震改 修を実 施した もの ④ 55	耐震性 が無い もの ⑤ 2,070	昭和56 年以降 の 住宅 ⑥ 2,099		

(3) 特定建築物等※の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物等」は、26棟あります。このうち昭和55年以前に建築された10棟の中で耐震性を有するもの4棟と、耐震改修を実施したものの2棟を、昭和56年以降に建築された16棟に加えた、22棟が耐震性を有すると考えられます。

従って、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、令和2年度末で84.6%と推計されます。(表1-8)

表1-8 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状 (単位: 棟)

特定建築物等 ① (②+⑥) 26	昭和55年以前 の特定建築物等 ② 10	耐震化を有するもの ③ 4	耐震改修を実施したもの ④ 2	耐震性が無いもの ⑤ 4	昭和56年以降 の特定建築物等 ⑥ 16	耐震性有の特定建築物等 ⑦ (③+④+⑥) 22	耐震化率 令和2年度末 推計値 ⑧ (⑦/①) 84.6%

※ 特定建築物等について

- ・法第14条第1号に規定する建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物等」という。）
- ・法第14条第2号に規定する建築物（以下「危険物の貯蔵等の用途に供する特定建築物等」という。）
- ・法第14条第3号に規定する建築物（以下「地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある特定建築物等」という。）

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は下表のとおりです。（表1－9）

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1－9 「多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状」（単位：棟）

区分	用途	昭和55年 以 前 の 建 築 物 ①	昭和56年 以 降 の 建 築 物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和2年度末) ⑤ (④/③)
災害時の 拠点 となる建築物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	3	8	11	11	100.0%
	公共建築物	県	1	0	1	100.0%
		市町村	2	8	10	100.0%
	民間建築物	0	0	0	0	
不特定多数の 者が 利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	0	0	0	0	
	公共建築物	県	0	0	0	
		市町村	0	0	0	
	民間建築物	0	0	0	0	
特定多数の 者が 利用する建物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	7	8	15	11	73.3%
	公共建築物	県	1	3	4	100.0%
		市町村	2	1	3	100.0%
	民間建築物	4	4	8	4	50.0%
計		10	16	26	22	84.6%
	公共建築物	県	2	3	5	100.0%
		市町村	4	9	13	100.0%
	民間建築物	4	4	8	4	50.0%

※ 民間建築物の④と⑤は、推計値です。

3 耐震改修等の目標設定

耐震改修等の目標設定については、国の基本方針を踏まえ、「住宅」及び「多数の者が利用する特定建築物等」を対象とします。

(1) 住宅の耐震化率の目標設定

令和7年度末における住宅の耐震化率の目標

国の基本方針において、住宅の耐震化率については、令和7年までに少なくとも95%にすることを目標としています。また、県においても「耐震改修促進計画」において95%にすることを目標としています。

南部町においては、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、想定震度も7が想定されていることから、町民と東海地震に対する危機意識を共有し、積極的に住宅の耐震化を推進してまいります。現状の耐震化率が53.2%と低いため、令和7年度末における住宅の耐震化率の目標を70%とします。

目標を達成するためには、今後5年間で実施される建替え等に加え、的確な施策の実施の実施により、446戸の耐震化が必要になります。(表1-10)

表1-10 令和7年度末における住宅の耐震化率の目標 (単位: 戸)

住宅総数 ① (②+⑤)		昭和55年 以前の 住宅			昭和56年 以降の 住宅 ⑤	耐震性有 の住宅 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 令和2 年度末 推計値 ⑦ (⑥/①)	耐震化率 の目標 令和7 年度末 ⑧ (⑥/①)
		②	耐震性を 有するもの ③	耐震性が 無いもの ④				
令和2年度	4,424	2,325	255	2,070	2,099	2,354	53.2%	
令和7年度	4,000	1,500	300	1,200	2,500	2,800		70.0%

(2) 特定建築物等の耐震化率の目標設定

多数の者が利用する特定建築物等の耐震化率の目標設定

- ・町有建築物については、現在100%であります。
 - ・民間建築物については、県が実施したアンケート調査を踏まえるとともに、的確な施策の推進により、令和7年度末の目標を75%とします。
- 以上により、「多数の者が利用する特定建築物等」の令和7年度末における耐震化率の目標を92.3%とします。(表1-11)

表1-11 令和7年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標 (単位: 棟)

多数の者が利用 する特定建築物 等の総数 ① (②+⑤)		昭和55年 以前の 特定建築 物等			昭和55年 以降の 特定建築 物件 ⑤	耐震化有の 特定建築物 等 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 令和2 年度末 推計値 ⑦ (⑥/①)	耐震化率 の目標 令和7 年度末 ⑧ (⑥/①)
		②	耐震性を 有するもの ③	耐震性が 無いもの ④				
令和2年度	26	10	6	4	16	22	84.6%	
令和7年度	26	10	8	2	16	24		92.3%

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の目標は下表のとおりです。（表1－12）

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1－12 令和7年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標
(単位：棟)

区分	用 途		昭和55年 以 前 の 建 築 物 ①	昭和56年 以 降 の 建 築 物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和2年度末) ⑤ (④/③)	耐震化率 の目標 令和7 年度末
災害時の 拠点となる 建築物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等		3	9	12	12	100.0%	100.0%
	公共建築物	県	1	0	1	1	100.0%	100.0%
		市町村	2	8	10	10	100.0%	100.0%
	民間建築物		0	1	1	1	100.0%	100.0%
不特定多数の 者が利用する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊具場、美術館、銀行等		0	0	0	0		
	公共建築物	県	0	0	0	0		
		市町村	0	0	0	0		
	民間建築物		0	0	0	0		
特定多数の 者が利用する 建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿、事務所、工場等		7	7	14	10	71.4%	85.7%
	公共建築物	県	1	3	4	4	100.0%	100.0%
		市町村	2	1	3	3	100.0%	100.0%
	民間建築物		4	3	7	3	42.9%	71.4%
計			10	16	26	22	84.6%	92.3%
	公共建築物	県	2	3	5	5	100.0%	100.0%
		市町村	4	9	13	13	100.0%	100.0%
	民間建築物		4	4	8	4	50.0%	75.0%

4 町有建築物の耐震化の現状

町有建築物は、災害時の拠点施設として使用されることが多いため、機能確保の観点等から耐震化を進める必要があります。

(1) 町有建築物の耐震化の現状

現在、町有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は13棟あります。そのうち昭和55年以前に建てられたものは4棟になります。この4棟のうち、耐震性を有するものは4棟になります。これに、昭和56年以降に建築された9棟を加えた13棟が耐震性能を有しており、現状での耐震化率は100.0%となります。(表1-13)

表1-13 町有建築物（「多数の者が利用する特定建築物等」）の耐震化の現状
(単位：棟)

区分	昭和55年以前の 建築物			昭和56年 以 降 の 建 築 物 ①	建築物数 ③ (①＋②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和2年度末) ⑤ (④／③)
	②						
	耐震性						
	有	無					
災害時の拠点となる建築物	2	2	0	8	10	10	100.0%
不特定多数の者が利用する建築物	0	0	0	0	0	0	
特定多数の者が利用する建築物	2	2	0	1	3	3	100.0%
計	4	4	0	9	13	13	100.0%

第2章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、県と市町村は、こうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、県、市町村、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

	所 建 有 築 者 物	県	市 町 村	建 築 関 係 団 体	技 術 者 専 門
耐震診断・耐震改修の実施	●				
耐震改修促進計画の策定		●	●		
耐震化緊急促進アクションプログラムの策定（※）			●		
公共建築物の耐震化		●	●		
耐震化に関する知識の普及・啓発		●	●	●	
耐震化への補助		●	●		
所有者等への適切なアドバイス		●	●	●	●
技術者の養成		●	●	●	

※ 交付金を活用するための要件となっている計画

（１）南部町の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ることとします。

このため、県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進します。

（２）住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めます。

多数の人が利用する建物の所有者等は、建築物利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めることとします。

（３）建築関係団体・専門技術者

建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

2 耐震化の促進を図るための支援策

南部町民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

○ 住宅に関する支援策

南部町耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、南部町が実施する木造住宅居住安心支援事業の概要は、次のとおりです。

引き続きこうした支援事業を実施し、住宅の耐震化を促進します。

① 木造住宅居住安心支援事業（事業期間：令和5年度まで）

区分		対象建築物	助成内容	事業主体	補助率（額）
耐震診断		昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅	木造住宅について、無料の耐震診断を実施	住宅所有者の申請により町が実施	町が全額負担
耐震改修等 （木造住宅総合型パッケージ）	設計＋耐震改修	上記かつ耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断された木造住宅	耐震診断の結果に基づき、実施する耐震耐震改修について、経費の一部を助成	建物所有者（個人）	耐震改修工事に関する改修工事に要した費用の4/5以下かつ100万円を限度
	設計＋建替え	上記かつ耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断された木造住宅	耐震診断の結果に基づき、実施する新築設計・建替えについて、経費の一部を助成	建物所有者（個人）	建替え工事に関する設計及び建替え工事に要した費用（改修工事と比べて安価な費用を採用）の4/5以下かつ100万円を限度
耐震シェルター		上記かつ耐震診断の結果、総合評点が0.7未満と診断された木造住宅に着工された木造住宅	耐震診断の結果に基づき、実施する耐震シェルターの設置について、経費の一部を助成	建物所有者（個人）	耐震シェルター設置に要した費用の2/3以下かつ24万円を限度

3 安心して耐震化を行うことができるようにするための環境整備

(1) 専門技術者紹介体制の整備

町内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、(一社)山梨県建築士事務所協会等が実施した、耐震診断や耐震改修に関する技術的な講習会を受講した建築士、所有者の負担を軽減するため、耐震改修工事の低コスト工法研修会を受講した事業者の名簿の閲覧を実施して参ります。

(2) 町民への住宅耐震化の啓発

町民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修などに関する情報を容易にわかりやすく解説し、ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、県庁(建築住宅課及び各建設事務所)並びに(一社)山梨県建築士会などの無料相談窓口を紹介しています。

今後こうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

(1) 地震発生前の対策

平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖の地震等による被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散防止対策、大空間を持つ建築物の天井、建築物の外壁、商店街のアーケードなどの落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。

このため、南部町では、県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、こうした建築物の所有者等に対しては、適正な維持管理に向け必要な対策を講じるよう指導しており、今後も引き続き、適切に指導します。

① ブロック塀等の転倒防止対策

地震時のブロック塀や擁壁の転倒により、死傷者が発生することがあります。このため、今後も重要路線の危険箇所の点検を実施するとともに、転倒する危険性のある箇所については、町の助成金交付制度等の活用等により改修工事がなされるよう引き続き指導します。

◆ブロック塀等に関する助成制度等の概要(改修)

名称	ブロック塀等安全確保対策支援事業
制度の概要	ブロック塀の除却・建替・改修に必要な経費の一部を助成
対象	■ブロック塀等の除却、建替、改修 ・※重要路線に面する倒壊の危険性のある個人所有のブロック塀等 ※重要路線 地域防災計画または耐震改修促進計画に位置付けた緊急輸

	送道路
助成金等	◆ブロック塀等の除却、建替、改修 重要路線に面する倒壊の危険性のある個人所有のブロック塀等の耐震改修等工事費（除却を含む）に対する補助金は、1敷地ごとブロック塀等の延長1メートルにつき、25,000円を乗じて得た額又は当該工事費の3分の2のいずれか低い額とし、300千円を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 （事業期間：令和5年度）
所管課	交通防災課

※重要路線

地域防災計画または耐震改修促進計画に位置付けた緊急輸送道路

○第1次・第2次緊急輸送道路（県及び市町村の地域防災計画に記載してあるもの）

○上記緊急輸送道路から指定避難所までに至る道路で市町村が指定したもの

② 家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになったりします。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

③ 天井等の非構造部材の安全性の向上

東日本大震災では、体育館、劇場、空港などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落被害が多く見られました。

これらの被害を踏まえ、建築物の天井脱落対策に係る基準の新設及び新築建築物等への基準適合の義務付け等を定める建築基準法施行令等の改正が行われました。これらのことから、南部町においても避難所となる体育館など、天井の落下の危険性がある施設については、天井の脱落対策を実施していきます。

④ 指定避難所となる公民館、集会所の耐震化

地域防災計画において、指定した指定避難所は、災害時の拠点施設として使用されるため、機能確保の観点等から耐震化を進める必要があります。

南部町においても避難所となる公民館、集会所等の耐震化を推進するため、要綱を定めて、耐震診断・耐震改修設計及び耐震改修、建替え費用を助成して、地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めます。

（２）地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度※に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

※ 被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路

(1) 耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路（耐震診断の義務付け対象道路）

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「南部町地域防災計画」等で地震時に通行を確保すべき重要な緊急輸送道路等として位置づけられています。

この緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進することは、道路閉塞を防ぎ広域ネットワークを確保し、復旧・復興活動を円滑に進める上で重要となります。

そこで、地震による倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため「耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路」を次のとおり指定します。

この指定によって、当該道路の沿道建築物で次の条件を満たす建築物の所有者は、定められた期限（令和3年3月31日）までに耐震診断を行い、その結果を山梨県に報告することとなります。

①耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路		
道路種別	路線名	起終点
一般国道(指定区間)	国道52号	静岡県境から国道52号(甲西道路)交点 49.0km
一般国道(指定区間外)	国道469号	町内全線 2.0km
主要地方道	富士川身延線	国道52号交点から国道469号交点 22.0km
一般県道	内船停車場線	町内全線 1.6km
	釜の口塩沢線	国道52号交点から峡南身延管理課防災備蓄倉庫 1.4km

②義務付け対象となる建築物の要件
以下の両方の要件を満たすもの 1) 昭和56年5月末日以前に工事着工した建築物 2) ①の道路に対して「耐震改修促進法施行令第4条第1号」の「通行障害建築物の要件」を満たす建築物

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発 及び知識の普及

耐震化を促進するために、町民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

1 相談体制の整備及び情報提供の充実

南部町では、県建築住宅課や（一社）山梨県建築士会地震相談窓口及び、（一社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、町民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする町民に対し、わかりやすい情報の提供に努めることとします。

2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

南部町では、耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、町民に対し各種の情報を提供に努めることとします。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、南部町では県の協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

今後も一般的なリフォーム工事と併せ耐震改修工事が実施されるよう、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載等による情報提供等に努めます。

4 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、南部町では各自治会と連携して地域ぐるみで、意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等（建築物防災出張講座の開催）を実施しています。

今後も、地域の自治会や自主防災組織等を巻き込む中で住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

また、戸別訪問等の活動にご協力頂くとともに、地域防災の向上に取り組むよう促します。

5 耐震啓発ローラー作戦による啓発

木造住宅の耐震化へのきめ細やかな普及啓発と耐震診断・補強工事を推進するため、県、市町村、自治会、低コスト工法研修会修了建築士等が連携し、古い木造住宅が密集している地区等を中心に各戸訪問を実施し、耐震化への普及啓発と相談、補助制度の紹介・申し込みの受付けを実施しています。

また、低コスト工法を活用した耐震改修の事例をホームページやパンフレットで周知します。

6 県、市町村、建築関係団体による連携

県内の住宅・建築物の耐震化を促進するため、県、市町村、建築関係団体で構成する「山梨県住宅・建築物耐震化促進協議会※」を設立し、連携してこれに取り組み、もって県民の生命と財産を守り災害に強いまちづくりを資するため、「耐震対策に関する普及、啓発活動」「耐震診断、耐震改修の促進」「耐震に関する研修会、講習会等の開催」などの目的達成に必要な事項を実施しています。

※ 令和2年7月より「山梨県住宅・建築物耐震化促進連絡会議」と名称変更

【構成メンバー】

- (一社) 山梨県建築士会
- (一社) 山梨県建築士事務所協会
- (一社) 山梨県建築設計協会
- (一社) 山梨県建設業協会
- 山梨県建設組合連合会
- (一社) 山梨県木造住宅協会

山梨県甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、昭和町、富士河口湖町、西桂町、道志村、富士川町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村

7 税制の周知・普及

耐震改修促進税制が創設され、所得税や固定資産税の優遇措置を実施しています。

その概要は、次のとおりです。（表3-1）

今後も、県と連携し、税制の周知・普及に努めます。

表3-1 税制の概要

項 目	内 容			
所 得 税	個人が、旧耐震基準である昭和５６年５月３１日以前に建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、工事完了年に応じて、それぞれ次に掲げる金額の１０％を所得税額から控除されます。			
	工事完了年	耐震改修工事限度額	控 除 率	控除限度額
	平成 25 年 1 月～平成 26 年 3 月	200 万円	10%	20 万円
	平成 26 年 4 月～令和 3 年 12 月 31 日	250 万円		25 万円
	固定資産税	旧耐震基準である昭和５６年５月３１日以前に建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（１２０㎡相当分まで）が以下のとおり減額されます。		
		特例期間	減額割合	
平成 18 年～平成 21 年に工事を行った場合		３年間	1/2	
平成 22 年～平成 24 年に工事を行った場合		２年間	1/2	
平成 25 年～令和 4 年 3 月 31 日までに工事を行った場合		１年間	1/2(※)	
※特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅(通行障害既存耐震不適格建築物)の耐震改修は２年間 1/2 に減額				

※ この内容については、国又は市町村窓口にお問い合わせください。（税制改正等で変更されることがあります。）

第4章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための指導等

1 県、市町村、関係団体による体制の整備

円滑かつ適切な耐震化を促進するため、県、市町村及び県内建築関係団体による体制を整備し、耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換等を行うこととします。

2 本町内での耐震化促進体制の整備

本町内での適切な耐震化を促進させるため、積極的に耐震診断及び耐震改修に関する情報提供等を行う地域の自治会や自主防災組織等と協調した体制を整備します。